

公立大学法人宮崎公立大学学生等施設使用規程

平成19年4月1日

規程第79号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学（以下「本学」という。）の校舎（物品を含む。）及び校地（以下「施設」という。）を本学の学生又は課外活動団体（以下「学生等」という。）が使用する場合の手續等について、必要な事項を定めるものとする。

(許可)

第2条 学生等は、許可を得て、施設を使用することができる。

(手續)

第3条 学生等は、前条の許可（以下「許可」という。）を得ようとする場合は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる施設使用願を同表の右欄に掲げる期日までに企画総務課に提出しなければならない。

施設の区分	施設使用願	期日
課外活動施設以外の施設	施設使用願（様式第1号）	使用しようとする日の2週間前まで
課外活動施設	課外活動施設使用願（様式第2号）	毎年度5月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、課外活動団体が定期的に施設を使用する場合において許可を得ようとする場合は、毎年度5月末日までに課外活動団体施設使用願（様式第3号）を企画総務課に提出しなければならない。

(使用日時)

第4条 課外活動団体が体育施設及び課外活動施設を使用することができる日は、12月29日から1月4日までを除く日とする。

2 前項に規定する場合を除くほか、学生等が施設を使用することができる日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）及び12月29日から1月4日までを除く日とする。

3 学生等が施設を使用することができる時間は、別表のとおりとする。

4 前3項の規定にかかわらず、必要があると認めた場合は、使用日時を変更することができる。

(許可の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をすることができない。

(1) 本学の教育又は研究の遂行に支障があると認められる場合

(2) 施設を毀損又は汚損する恐れがあると認められる場合

(3) 施設の目的に反すると認められる場合

(4) その他施設の管理上支障があると認められる場合

(許可の取消)

第6条 次の各号に該当する場合は、許可を取り消すことができる。

(1) この規程に規定する事項又は指示された事項を遵守しない場合

(2) 施設を毀損又は汚損した場合

(3) 施設の目的以外の用途に使用した場合

(4) 施設使用願に虚偽の記載があった場合

(5) その他緊急事態の発生等により許可を取り消すことが適当と認められる場合

(使用上の遵守事項)

第7条 施設の使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 特に許可を得た場合以外は、火気を使用しないこと。

- (2) 所定の場所以外では、飲食・喫煙を行わないこと。
 - (3) 使用後は直ちに使用した用具を返却し、施設の清掃を行うこと。
 - (4) 使用後は施錠し、企画総務課又は警備員に終了の報告をするとともに鍵を返還すること。
 - (5) 物品を移動させたときは、原状に復元すること。
 - (6) 担当教職員の指示を遵守すること。
- 2 前項に定めるもののほか、体育施設の使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 体育館内では体育館シューズ、テニスコート内ではテニスシューズを着用すること。
 - (2) ラケット及びテニスボール、シャトル等の消耗品は各自で用意すること。
(損害の賠償)

第8条 施設を滅失、毀損又は汚損した者は、直ちにその旨を届け出、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月18日から施行する。

別表

区 分		使用することができる時間
体育施設	学生	平日 午前9時から午後6時まで
	課外活動団体	平日 午前9時から午後9時まで
		土曜日、日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで
課外活動施設	課外活動団体	平日 午前9時から午後9時まで
		土曜日、日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで
その他の施設	学生	平日 午前9時から午後6時まで
	課外活動団体	平日 午前9時から午後9時まで
		土曜日、日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで

様式第1号

施 設 使 用 願

年 月 日

公立大学法人宮崎公立大学理事長
殿

課外活動団体名 _____
代表者氏名 _____ (印)
連絡先 _____
顧問職氏名 _____ (印)

下記のとおり施設を使用したいので、許可くださるようお願いします。
なお、使用に当たっては宮崎公立大学学生等施設使用規程を遵守します。

1 使用施設名	体育施設	<input type="checkbox"/> 体育館（半面）	<input type="checkbox"/> 体育館（全面）
	その他の施設	<input type="checkbox"/> 運動場	<input type="checkbox"/> テニスコート（B）
		<input type="checkbox"/> テニスコート（A）	<input type="checkbox"/> テニスコート（B）
		<input type="checkbox"/> 202小講義室	<input type="checkbox"/> 302小講義室
		<input type="checkbox"/> 301中講義室	<input type="checkbox"/> 視聴覚室
		<input type="checkbox"/> 講堂	<input type="checkbox"/> 談話室
		<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
2 使用設備名	※wi-fiの使用 <input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない		
3 使用目的			
4 使用日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで		

注 1 この願いは、使用しようとする日の2週間前までに企画総務課に提出すること。
2 学生個人が申請する場合は、「課外活動団体名」及び「顧問職氏名」欄には記入せず「代表者氏名」欄に申請者の氏名を記入すること。

様式第2号

課 外 活 動 施 設 使 用 願

年 月 日

公立大学法人宮崎公立大学理事長
殿

課外活動団体名 _____
代表者氏名 _____ ⑩
連絡先 _____
顧問職氏名 _____ ⑩

年 月 日から 年 月 日まで、課外活動施設を使用したいので、許可くださるようお願いします。
なお、使用にあたっては宮崎公立大学学生等施設使用規程を遵守します。

注 この願いは、毎年度5月末日までに企画総務課に提出すること。

